

令和4年度新型コロナウイルス感染症検体回収・搬送等業務委託仕様書

1 委託件名

令和4年度新型コロナウイルス感染症検体回収・搬送等業務

2 業務内容

本業務は、新型コロナウイルス感染症対策として、新型コロナウイルスに関する検体について、自動車等の車両を使用し、① 医療機関及び保健所等（以下「回収拠点」という。）から、発注者の指示する回収場所の検体を回収する業務、② 保健環境センター等の検査機関へ搬送する業務及び③ ①・②に付随する業務を行うものとする。

3 契約期間

令和5年2月1日～令和5年3月31日

4 回収拠点及び搬送先等

(1) 回収拠点

回収拠点は、発注者の指定する医療機関等（別紙）と以下に示す各保健所（支所）である。

(2) 搬送ルート

ア 広島市内の検査機関

ルート	保健所名	所在地	搬送先
1	西部保健所	廿日市市桜尾二丁目 2-68	※保健環境センター （広島市南区皆実町一丁目 6-29） 検査締切時刻 10時，14時 （土日祝日は， 11時，14時） ※12時～13時 17時以降 は受付不可
2	西部保健所広島支所	広島市中区基町 10-52	
3	西部保健所呉支所	呉市西中央一丁目 3-25	
4	西部東保健所	東広島市西条昭和町 13-10	
5	東部保健所	尾道市古浜町 26-12	
6	東部保健所福山支所	福山市三吉町一丁目 1-1	
7	北部保健所	三次市十日市東四丁目 6-1	

（注）※を基本的な搬入先とするが、状況に応じて(3)の2から5の搬送先を指示する場合もある。

イ その他検査機関

ルート	保健所名	所在地	搬送先
8	西部保健所呉支所	呉市西中央一丁目 3-25	下記 (3) の 6
9	西部東保健所	東広島市西条昭和町 13-10	下記 (3) の 7
10	東部保健所	尾道市古浜町 26-12	下記 (3) の 8
11	東部保健所福山支所	福山市三吉町一丁目 1-1	下記 (3) の 8

(3) 搬送先及び搬入期限

	名 称	所 在 地	搬入期限
1	保健環境センター	広島市南区皆実町一丁目 6-29	上記のとおり
2	広島大学病院ウイルス学研究室	広島市南区霞一丁目 2-3 (広島大学病院 基礎社会医学棟6階)	9:00~18:00
3	イービーエス (EBS) (株)	広島市安佐南区祇園 3-26-3	9:00~17:00
4	(株) ミルテル	広島市南区出汐一丁目 2-10	9:00~17:00
5	エフエムエルラボラトリー	広島市西区上天満町 1-8	9:30~17:00
6	福山臨床検査センター呉支所	呉市中央 2-6-30	9:30~17:00
7	福山臨床検査センター東広島支所	東広島市西条町土与丸 442-1	9:30~17:00
8	福山臨床検査センター (本社)	福山市草戸町 1-23-21	9:30~17:00
9	福山臨床検査センター三次支所	三次市南畑敷町 818-1	9:30~17:00

(注1) 発注者と受注者間で合意がある場合は、上記以外の搬送先を指示することができる。

(注2) 搬入期限内に間に合わない場合でも、保健所が検査機関と調整の上、搬入を指示することがある。

5 回収・搬送予定数量

予定数量については、1月当たり月平均数量で見込んでいるが、感染状況によって、数量が増減することがある。

(1) 回収状況

保健所名	予定数量 (時間)			土日対応
	月最大	月最小	月平均	
西部保健所	3	2	3	土・日・祝日あり
西部保健所広島支所	0	0	0	土・日・祝日あり
西部保健所呉支所	2	3	3	土・日・祝日あり
西部東保健所	1	0	1	土・日・祝日あり
東部保健所	0	0	0	土・日・祝日あり
東部保健所福山支所	0	0	0	土・日・祝日あり
北部保健所	0	0	0	土・日・祝日あり

※この予定数量は、過去の実績から月の最大、最小、平均の数量を示している。

(2) 搬送状況 (各保健所⇒保健環境センター)

保健所名	予定数量 (件数)			土日対応
	月最大	月最小	月平均	
西部保健所	44	42	55	土・日・祝日あり
西部保健所広島支所	6	3	5	土・日・祝日あり
西部保健所呉支所	13	7	26	土・日・祝日あり
西部東保健所	1	0	1	土・日・祝日あり
東部保健所	21	11	13	土・日・祝日あり

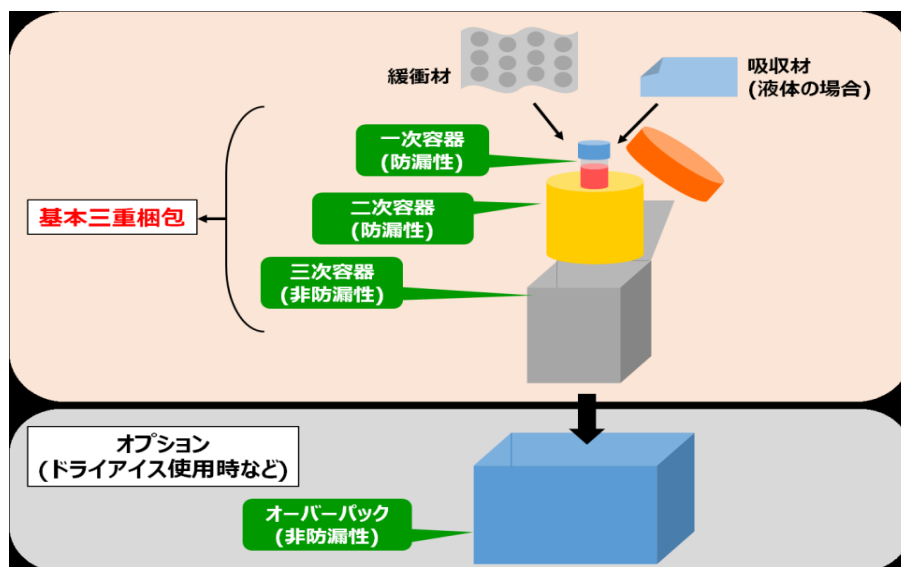
東部保健所福山支所	35	26	45	土・日・祝日あり
北部保健所	26	25	25	土・日・祝日あり

※この予定数量は、過去の実績から月の最大、最小、平均の数量を示している。

6 検体搬送等容器について

二次容器（バイオボトル、バイオパウチ等）、三次容器、検体回収BOX、保冷剤は、発注者が準備する。受注者は適切に管理すること。なお、検査機関指定の容器を使用する場合は、その容器により対応するものとする。

【基本三重梱包の概要図】



(出典) 国立感染研究所「2019-nCoV(新型コロナウイルス)感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル～202103/19 更新版～」

7 検体回収手順（保健所⇒医療機関等⇒保健所）

- (1) 受注者において用意した車両（4輪車とし、二輪車は不可）による搬送とする。
- (2) 業務当日の検体回収希望時間の2時間前までに保健所から、回収拠点のうち検体回収の必要がある拠点を「検体回収依頼書」（様式1）により連絡する。回収は、土日祝日も含む。業務時間は、11時から18時の間とする。
- (3) 受注者は、保健所で必要な梱包資材等及び「検体回収依頼書」（様式1）を受け取り、各回収拠点へ検体の受領に向かう。なお、訪問時間帯に指定がある場合は、保健所より別途指示する。
- (4) 受注者は、各回収拠点で、検体及び「検査票」を受け取り、三重梱包を行ったのち、検体回収BOXに保冷剤とともに収納し、保健所へ搬送する。
- (5) 検体回収BOXは、衝撃等により転倒することが無いよう取扱いに注意する。また、盗難・紛失に注意し厳重に管理する。なお、受注者は検体回収BOXを絶対に開けないこと。
- (6) 受注者は、集荷した検体を、保健所へ搬送し、保健所の担当者に、検体回収BOXと「検査票」を引き渡し、「検体回収依頼書」（様式1）に保健所の職員から署名を受けること。
- (7) 受注者は、「検体回収依頼書」（様式1）に保健所の職員の署名を受け、受注者の営業所等に持ち帰る。「検体回収依頼書」（様式1）は、毎月月末に発注者に提出する。
- (8) 毎月の検体搬送に係る業務時間等を記録した「月間集計表」（様式3）を作成し、毎月月末に発注者に提出する。

8 検体搬送手順（各保健所⇒保健環境センター等）

- (1) 受注者において用意した車両（4輪車とし、二輪車は不可）による搬送とする。
- (2) 保健所から「検体搬送依頼書」（様式 2）により通知する。搬送は、土日祝日も含む。検体搬送依頼書の通知を行う時間は次のとおりとする。

【保健環境センターの場合】

区 分	通知時刻
午前便（10 時、土日祝日は 11 時締切分）	前日 18 時 00 分まで
午後便（14 時締切分）	当日 11 時 00 分まで
17 時までに到着便	当日 13 時 00 分まで

- (3) 受注者は、指定された時間に保健所に集荷に行く。なお、搬送経路については、受注者において決定する。ただし、保健所から保健環境センター等まで直行で搬送業務を行うこと。
- (4) 受注者は、災害・事故等の発生により定められた時間に集荷・搬送が困難なときは、速やかに保健所に連絡すること。
- (5) 受注者は、保健所から緊急搬送、搬送先の変更・追加等の依頼があった場合は、搬送担当者の手配及び検査機関への搬入期限までに搬送が可能か確認の上、速やかに搬送の可否を保健所に回答し指示を受けること。
- (6) 受注者は、保健所において検体数及び収納状況を確認した後、検体の入った検体回収 BOX を受理し、衝撃等により転倒することが無いよう取扱いに注意する。また、盗難・紛失に注意し厳重に管理する。なお、受注者は検体回収 BOX を絶対に開けないこと。保健環境センター等から返却された場合も同様とする。
- (7) 受注者は、集荷した検体を、保健環境センター等の検査機関に搬送する。検査機関の担当者に、検体回収 BOX と「検査票」を引き渡し、「検体搬送依頼書」（様式 2）に保健環境センター等の職員から署名を受け、検体回収 BOX の返却を受けること。
- (8) 受注者は、「検体搬送依頼書」（様式 2）に保健環境センター等の職員の署名を受け、受注者の営業所等に持ち帰る。「検体搬送依頼書」（様式 2）は、毎月月末に発注者に提出する。
- (9) 返却を受けた検体回収 BOX は、保健所で不足が生じないように適宜返却すること。
- (10) 受注者は、依頼した保健所に電話連絡し、検体搬送が終了した旨を報告し、「検体搬送依頼書」（様式 2）に終了時刻を記入する。
- (11) 毎月の検体搬送に係る業務時間等を記録した「月間集計表」（様式 4）を作成し、毎月月末に発注者に提出する。

9 検体搬送に付随する業務

- (1) 保健所からの「検体採取容器等の搬送指示書」（様式 3）（以下、指示書という。）による依頼に基づいて、検体回収容器等を保健所へ搬送する。
- (2) 検体輸送液の搬送又は日時指定の指示がある場合は、指定された日時に納入を行うこと。
- (3) 検体輸送液の搬送の場合は、要冷蔵（4℃以下）で搬送すること。

10 検体回収及び搬送時の注意事項

- (1) 検体を配達する際は、他の配達物と共に搬送しないこと。

- (2) 受注者は、検体回収 BOX の破損や検体の漏えい等の事故が発生した場合は、直ちに県及び保健所に連絡し、その指示に従うものとする。
- (3) 受注者は、業務に係る新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じること。
- (4) 受注者は、業務期間中、検体搬送者の検温実施など健康管理に努めること。また、体調不良時は搬送業務に従事させないこと。
- (5) 受注者は、業務実施に当たり必要な感染防止対策、搬送の手順、遵守事項等のマニュアルを作成し、マニュアルに従って業務を行うものとする。

11 検体回収及び搬送に係る経費

搬送に係る経費（燃料費、任意保険料、高速道路料金、駐車料金等）は、受注者が負担する。

12 委託料の請求及び支払い

(1) 回収業務

受注者は、医療機関等からの検体回収については、保健所到着時～医療機関等～保健所帰着時の間に要した時間について、時間単価にそれぞれの実施数量を乗じて得た額の合計額とし、それぞれの合計額と当該額に係る消費税等相当額を合計した金額（その額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。）を委託金額の対価として、月単位で発注者に請求できる。

(2) 端数処理

受注者は、(1)の時間単価による算定根拠となる時間のうち1時間以内については、1分以上30分以内は30分とみなし、31分以上60分以内は1時間とみなす。

(3) 搬送業務

受注者は、各保健所から検査機関の間の検体搬送（日時指定の検体採取容器等の搬送及び発注者の都合による当日キャンセルも含む）については、ルートごとの単価にそれぞれの実施数量を乗じて得た額の合計額とし、それぞれの合計額と当該額に係る消費税等相当額を合計した金額（その額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。）を委託金額の対価として、月単位で発注者に請求できる。

(4) 待機料等

受注者は、発注者の都合による30分を超える待機又は、搬送先の追加による搬送時間の30分を超える延長については、30分までごとに発生する時間単価に発生件数を乗じて得た額の合計額とし、その合計額と当該額に係る消費税等相当額を合計した金額（その額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。）を委託金額の対価として、月単位で発注者に請求できる。

なお、搬送時間の延長については、当初搬送先の搬送終了時間から追加搬送先の搬送終了時間までの時間により算出する。

13 毎月の提出物

- (1) 検体回収依頼書（様式1）
- (2) 検体搬送依頼書（様式2）
- (3) 検体採取容器等の搬送指示書（様式3）
- (4) 月間集計表（様式4）

14 受託条件

- (1) 受託業務を円滑に遂行するために、業務責任者を選任すること。業務責任者は、業務

に係る連絡調整にあたること。

- (2) 労働争議その他の事情により受託業務の遂行が困難とならないよう、あらかじめ体制を整えておくこと。
- (3) 人身、対物及び車両等の事故が生じた場合、関係法令に基づいた措置を速やかに講じ、その状況を委託者に至急報告すること。

15 その他

- (1) 受注者は、「個人情報取扱特記事項」に基づき、個人情報の保護に努めること。
- (2) 受注者は、関係法令、条例及び規則等を遵守し、誠実に業務を遂行すること。
- (3) 本業務により生じた一切の費用及び損害等への補償は、受託者が負担すること。

16 契約外の事項

仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者、受注者間の協議のもと定める。

回収医療機関等(地域)

別紙

保健所区分	地域	土日対応
西部保健所 (廿日市市桜尾2丁目2-68)	大竹市玖波	土日祝日あり
	廿日市市阿品台	土日祝日あり
	廿日市市宮内	土あり
	廿日市市大野下更地	土日祝日あり
	廿日市市地御前	土日祝日あり
西部保健所広島支所 (広島市中区基町10-52)	安芸郡海田町堀川町	土日祝日あり
	安芸郡府中町青崎南	土日祝日あり
	安芸郡府中町鹿籠	土日祝日あり
	安芸郡府中町浜田	土日祝日あり
	安芸郡府中町みくまり	土日祝日あり
	安芸郡坂町北新地	土日祝日あり
	安芸高田市八千代町勝田	土日祝日あり
	安芸高田市吉田町吉田	土日祝日あり
	広島市安芸区畑賀	土日祝日あり
	広島市中区千田町	土日祝日あり
	広島市中区中島町	土日祝日あり
	広島市中区富士見町	土日祝日あり
	広島市中区大手町	土日祝日あり
	広島市中区舟入幸町	土日祝日あり
	広島市西区庚午北	土日祝日あり
	広島市西区三篠町	土日祝日あり
	広島市南区宇品神田	土日祝日あり
	広島市南区霞	土日祝日あり
	広島市東区二葉の里	土日祝日あり
	広島市安佐北区可部南	土日祝日あり
	山県郡北広島町壬生	土日祝日あり
	安芸太田町大字下殿河内	土日祝日あり
	西部保健所呉支所 (呉市西中央1丁目3-25)	呉市青山町
呉市西中央		土日祝日あり
呉市広多賀谷		土日祝日あり
呉市三条		なし
呉市広古新開		土のみ
呉市朝日町		なし
西部東保健所 (東広島市西条昭和町13-10)	竹原市下野町	土日祝日あり
	竹原市忠海中町	土日祝日あり
	東広島市西条町寺家	土日祝日あり
	東広島市安芸津町三津	—
	東広島市黒瀬町	—
	東広島市西条町土与丸	土あり
	東広島市八本松東	土日祝日あり

回収医療機関等(地域)

別紙

保健所区分	地域	土日対応
東部保健所 (尾道市古浜町26-12)	三原市東町	土日祝日あり
	三原市円一町	土日祝日あり
	三原市宮浦	土日祝日あり
	尾道市新高山	土日祝日あり
	尾道市平原	土日祝日あり
	尾道市御調町	土日祝日あり
	尾道市因島中庄町	土日祝日あり
	世羅郡世羅町本郷	土日祝日あり
東部保健所福山支所 (福山市三吉町1丁目1-1)	福山市蔵王町	土日祝日あり
	福山市沖野上町	—
	府中市鶉飼町	—
	福山市三吉町	土日祝日あり
	福山市大門町	—
	福山市御幸町大字上岩成	土日祝日あり
北部保健所 (三次市十日市東4丁目6-1)	三次市東酒屋町	土日祝日あり
	庄原市西本町	土日祝日あり

(様式1)

検体回収依頼書(令和 年 月 日)

依頼者

依頼保健所(支所)		保健所到着時刻	保健所帰着時刻	所要時間
(名称)	(所在地) (電話番号)	:	:	:

No.	集荷先	連絡先電話番号	所在地	予定		実績		
				時間	検体数	到着時刻	出発時刻	検体数
1				:		:	:	
2				:		:	:	
3				:		:	:	
4				:		:	:	
5				:		:	:	
6				:		:	:	
7				:		:	:	
8				:		:	:	
9				:		:	:	
10				:		:	:	
11				:		:	:	
12				:		:	:	
13				:		:	:	
14				:		:	:	
15				:		:	:	

受領者

(様式2)

検体搬送依頼書(令和 年 月 日)

保健所 支所

依頼者

集荷依頼時間	依頼検体数
:	

受理検体数

集荷先(保健所)	ルートNo
所在地	
電話番号	



搬送先(検査機関)
所在地
電話番号

到着時間
:

終了時間	所要時間
:	:

検査機関名

受領者

待機時間/搬送延長時間	回数	備考
: ~ :	回	
: ~ :	回	

※1 回数は30分を超えるごとに1回換算

(例 31分:1回, 1時間1分:2回)

※2 備考欄は「待機」,「延長」別を記載

(様式 3)

検体採取容器等の搬送指示書（保健所⇒受注者）

検体輸送液・至急

通常

【依頼日 R.】【持ち帰り日 R.】

保健所（担当）

受領印

- 令和 . . . 年 . . . 月 . . . 日（ . . . ）に、保健環境センターから、下記の採取容器等の持ち帰りを依頼します。
- 「検体輸送液※」を持ち帰る際には、要冷蔵（4℃以下）で管理する必要があり、検体搬送と同様に、保冷剤を入れた検体回収 BOX に入れた状態で持ち帰りをしてください。

採取容器等種類	梱包単位	備 考	持ち帰り数量
バリアパウチ	20 枚	検体輸送用資材	
ユニパック	100 枚	検体輸送用補助資材	
スワブ（綿棒）	100 本	鼻咽頭ぬぐい液採取用資材	
検体輸送液 ※	50 本	鼻咽頭ぬぐい液採取資材	
ストロー	60 本	唾液採取用資材	
50ml 採取管	20 本	唾液採取容器	
ビニールテープ	1 巻	採取容器固定資材	

※ 要冷蔵品

